

(事務局案)

第5期 亀岡市障害福祉計画



平成30年3月策定

亀岡市

ごあいさつ

平成29年3月

亀岡市長 桂川 孝裕

○亀岡市「福祉都市」宣言

昭和57年3月29日

告示第19号

健康で文化的な生活の基礎的条件が確保されることにより、生涯にわたり人間に値する生活と人格の自由な発展がひとしく保障される社会こそ、福祉社会といえる。

市民の福祉は、市が、社会的な環境や条件の整備等その責務を積極的に果たすとともに、市民が、地域社会の一員として、みずからの生活をみずからの英知、創意、努力によって高めるという主体的な自覚と市民相互の連帯を強め、福祉の向上に寄与するよう努力をすることによってもたらされるものである。

このような自覚と認識に立って、わたくしたち亀岡市民は、ともに力を合わせ平和で豊かなまちづくりに前進したいと思う。

目次

第1章 第5期亀岡市障害福祉計画について	1
1. 計画策定の背景とその根拠	1
2. 計画の位置づけと期間	3
3. 計画の基本的な考え方	4
(1) 基本理念	4
(2) 計画の視点（第4期障害福祉計画策定以降の制度変更）	6
(3) 基盤整備方針（継続）	7
第2章 障害者の現状	8
第3章 前期計画の目標と実績	10
(1) 第4期障害福祉計画の基本目標と実績	10
(2) 各種サービスの状況	11
第4章 第5期障害福祉計画	18
1. 成果目標	18
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行（継続）	18
(2) 地域生活支援拠点等の整備（継続）	19
(3) 福祉施設から一般就労への移行（継続・拡充）	19
(4) 障害児支援の提供体制の整備等（新規）	20
2. 活動指標	21
(1) 訪問系サービス	21
(2) 日中活動系サービス	22
(3) 居住系サービス	24
(4) 相談支援	25
(5) 障害児への支援	26
(6) 地域生活支援事業	27

第1章 第5期亀岡市障害福祉計画について

1. 計画策定の背景とその根拠

- 本市においては、平成27年3月に「第3期亀岡市障害者基本計画」を策定し、『「障害者がキラリ、かめおか “きずな” プラン」笑顔で心かよう あたたかいまちをつくろう』を基本目標とし、障害福祉に係る施策を計画的に推進しています。また、平成18年度に最初の「亀岡市障害福祉計画」を策定し、以後3年度毎に新規策定し、これまでに12年度（4期分）が経過しています。
- その間、国においては、「障害者基本法」や「障害者総合支援法」をはじめとする関連法の改正が行われ、障害のある人への差別を禁止する「障害者権利条約」の批准に必要な国内法の整備が整い、平成26年1月20日に国連事務局に批准書が寄託され、同年2月19日に「障害者権利条約」が発効となりました。平成23年8月に改正された「障害者基本法」では障害者の定義を見直したほか、平成25年4月に施行され平成30年4月に「児童福祉法」とともに一部改正された「障害者総合支援法」では、これまでの部分に加えて、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるように「生活」と「就労」に対する支援を拡充することや、高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進することが掲げられています。また、「障害者総合支援法」が一部改正となる前の平成28年4月に発効した「障害者差別解消法」では、障害を理由とする差別の禁止や人権被害の救済などが規定されるなど、障害のある人を取り巻く環境は大きく変化し続けています。
- 併せて、「障害者総合支援法」とともに一部改正のあった「児童福祉法」には、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かな対応を行うための環境整備等が求められており、「亀岡市障害児福祉計画」によりこの施策を運営することも必要となっています。
- このような状況を踏まえ、平成29年度で計画期間が終了する現行計画を改定するにあたり、障害者総合支援法第88条第1項による「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項による「市町村障害児福祉計画」を同法同条第2項第6号の規定により一体のものとして作成することとし、新たに「第5期 亀岡市障害福祉計画」を策定します。

障害福祉制度の変遷（国の動向）

平成 18 年 4 月 「障害者自立支援法」 施行

- 身体・知的・精神の 3 障害のサービスを一元化
- 利用者負担額の定率化
- 支援の必要度に関する客観的な尺度（障害程度区分）の導入 等

平成 19 年 9 月 「障害者の権利に関する条約」に署名

- 内容（全 50 条） 障害者の市民的・政治的権利や教育・労働・雇用などの社会保障に関する権利の保障、アクセス手段の確保、障害に基づく差別の禁止など。

平成 22 年 6 月 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」 閣議決定

- 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」を最大限尊重
- 基本的考え方：障害の有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現

平成 22 年 12 月 17 日の「障がい者制度改革推進会議」にて、「障害者制度改革の推進のための第二次意見」を取りまとめ

「障害者自立支援法」一部改正

- 平成 22 年 12 月 10 日 公布・施行
- 平成 23 年 10 月 1 日 施行
- 平成 24 年 4 月 1 日 施行
- ・利用者負担額にかかる、定率負担から応能負担原則への見直し
- ・障害福祉サービスにかかる、支給決定プロセスの見直し

「障害者基本法」改正

- 平成 23 年 8 月 5 日 公布・施行
- ・差別の禁止、教育・選挙における配慮等を規定

「障害者総合支援法」一部改正

- 平成 25 年 4 月 1 日 公布・施行

平成 26 年 2 月 「障害者の権利に関する条約」 発効

「児童福祉法」一部改正

- 平成 30 年 4 月 1 日 施行
- ・障害児支援のニーズにきめ細かに対応するために環境を整備

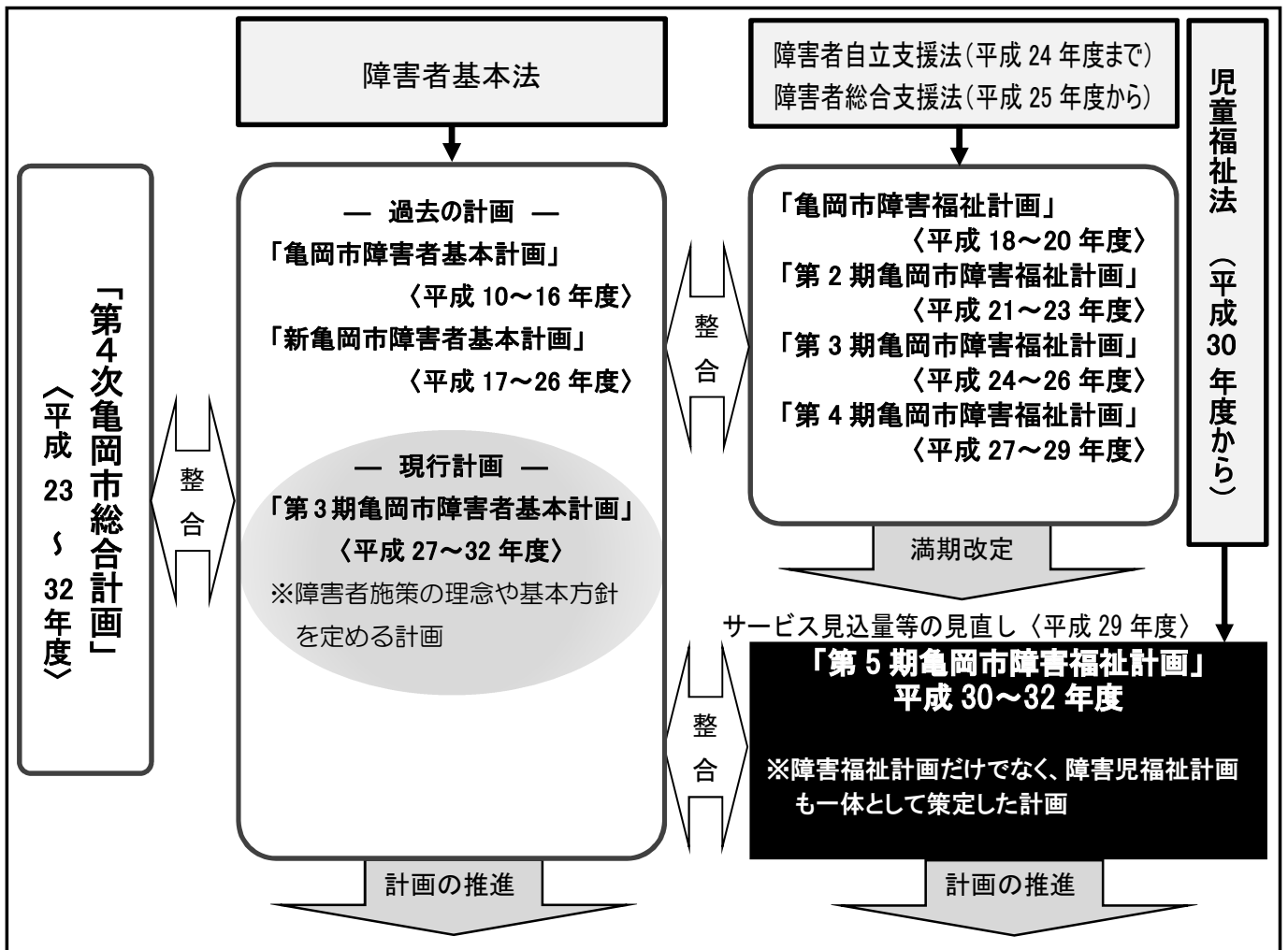
- 平成 26 年 4 月 1 日 施行
- 平成 30 年 4 月 1 日 施行
- ・障害者が自らの望む地域生活を営むための支援を拡充
- ・高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進

「障害者差別解消法」制定

- 平成 28 年 4 月 1 日 施行
- ・差別の禁止、人権被害救済などを規定

2. 計画の位置づけと期間

○「第5期亀岡市障害福祉計画」は、「障害者基本法」第11条第3項の規定による「市町村障害者計画」として策定された「第3期亀岡市障害者基本計画」の実実施計画に当たる計画で、具体的な数値目標の設定を補完しており、「障害者総合支援法」第88条に基づく「市町村障害福祉計画」及び「児童福祉法」第33条の20「市町村障害児福祉計画」として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供するための体制確保のための方策等を定める計画です。



○本計画は、第4期亀岡市障害福祉計画の終了年度に合わせ、平成30年度から平成32年度までの3年間に計画期間とします。

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
現行障害者基本計画 平成17年度～平成26年度			第3期亀岡市障害者基本計画(本計画) 平成27年度～平成32年度				
第3期障害福祉計画		第4期障害福祉計画		第5期障害福祉計画			

3. 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

- 「亀岡市障害福祉計画」は、障害福祉サービスや相談支援、障害児支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する、本市の計画的な地域基盤の整備を進めていくものです。国が示している基本指針の理念『自立と共生社会の実現及び障害児通所支援等の円滑な実施』や「第4期亀岡市障害者基本計画」を踏まえ、次の理念に基づき策定します。

①障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

- 共生社会の実現のため、障害のある人などの自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、自立と社会参加の実現を図ることを目的に、障害福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

②障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

- 障害福祉サービスの対象となる障害のある人などの範囲を、身体障害、知的障害もしくは精神障害のある人又は難病患者等であって、18歳以上の人及び障害のある児童とし、地域において均等にサービスの充実を図ります。
- 発達障害のある人及び高次脳機能障害のある人については、従来から精神障害のある人に含まれるものとして、法に基づく給付の対象となっていることや、難病患者等についても引き続き法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図ります。

③施設入所・入院からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

- 施設入所や入院から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題への対応や、障害のある人などの生活を地域全体で支えるため、地域生活支援の拠点づくりやNPO等による法律や制度に基づかないサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を計画的に進めます。

④地域共生社会の実現に向けた取組

○地域のあらゆる住民が、支える側と支えられる側に分かれることなく、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むためのしくみづくり、地域の実情に応じた制度の横断的な運用による柔軟なサービス確保等の取組及び医療的ケア児が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築などを計画的に推進し、地域、暮らし、生きがいとともに創出し、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指します。

⑤障害児の健やかな育成のための発達支援

- 障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援については障害種別にかかわらず質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等を充実することにより、地域支援体制の構築を図ります。
- 障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関連機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。
- 障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害のあるないに関わらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

*平成29年6月2日付け公布の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律および児童福祉法の指定を受けている事業所が訪問介護、通所介護等の居宅サービス等に係る事業について申請があれば指定を行うことができるという事項が示されているため、今後の国の動向を注視していきたいと考えています。

(2) 計画の視点(第4期障害福祉計画策定以降の制度変更)

○平成28年6月成立の「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部改正が施行されたことにより、障害者の望む地域生活の支援やサービスの質の確保及び向上に向けた環境整備について定められたほか、新たに障害児への支援に関する提供体制の確保も対象に加えられました。この改正を踏まえ、本計画において踏まえるべき視点について次に示します。

①障害者の望む地域生活の支援

○施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談、助言等を行うサービスが新設されます。

○就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所及び家族との連絡調整等の支援を行うサービスが新設されます。

○重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援が可能となります。

○65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減できる仕組みが設けられます。

②障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

○重度障害などによる外出が著しく困難な障害児に対し、居宅訪問による発達支援を提供するサービスを設けます。

○保育所等訪問支援の対象を、乳児院及び児童養護施設の障害児に拡大しています。

○要医療的ケアの障害児が適切な支援を受けられるように、保健、医療及び福祉等との連携を促進することに努めます。

○障害児のサービスに関する提供体制の計画的な構築を推進するため、国、府、市において各々「障害児福祉計画」を策定します。

③サービスの質の確保及び向上に向けた環境整備

○成長が早く短期間で補装具を更新する必要がある障害児等について、補装具の貸与サービスを導入することも可能になります。

(3) 基盤整備方針(継続)

○障害福祉サービスなどの提供体制については、見込み量確保のための方策に加えて、障害のある人の雇用・就労の促進、地域における居住の場の確保、相談支援及び障害児支援体制の整備等の施策展開が求められており、次の方針のもと計画を進めます。

①必要な訪問系サービスの保障

○訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）の充実を図り、必要な訪問系サービスを保障します。

②希望する日中活動系サービスの保障

○希望する日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービス）を保障します。

③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

○地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援、自立支援訓練事業等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進めます。

○また、各関係機関の連携のもと、居住支援や地域支援等の機能を集約することにより、地域生活支援拠点の整備を図ります。

④福祉施設から一般就労への移行等の推進

○就労移行支援事業等の推進により、障害のある人の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大します。

⑤相談支援体制の充実

○障害のある人が地域において自立した生活を営むためには、障害特性に合わせた障害福祉サービスの提供体制や相談支援体制の充実が不可欠です。そのためには、相談支援体制の整備として、相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言等、幅広い関係機関と連携しながら必要な施策の確保等を行い、サービスの支給決定前に利用計画を作成できる体制を確保します。

⑥障害児支援体制の整備

○障害のある児童及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供することができるよう、障害児通所支援及び障害児相談支援の整備を進めます。

○また、市内や南丹圏域内における各サービス等の提供状況を鑑みながら、今後は亀岡市いきいき長寿プラン（高齢者福祉計画・介護保険事業計画）において設定している日常生活圏域ごとに各サービス等を整備していくことも検討します。

第2章 障害者の現状

■日常生活圏域ごとの手帳所持者数の状況

(人口:平成29年10月1日、身体、療育:平成29年9月末、精神:平成29年6月25日現在) (単位:人)

	亀岡	川東	南部	中部	西部	篠	つつじヶ丘	合計
人口								
身体								
療育								
精神								

※表中のカッコ内は各人口に占める割合(小数点第2位以下四捨五入)、なお、住所地特例対象者等は含んでいない



圏域	地域
亀岡地区	亀岡地区(東部、中部、西部)
川東地区	馬路町、旭町、千歳町、河原林町、保津町
南部地区	東別院町、西別院町、曾我部町
中部地区	吉川町、蕨田野町、大井町、千代川町
西部地区	本梅町、畑野町、宮前町、東本梅町
篠地区	篠町
つつじヶ丘地区	東つつじヶ丘、西つつじヶ丘、南つつじヶ丘

※日常生活圏域…生活に必要なサービスが、おおむね30分以内に提供される範囲のこと

■南丹圏域における各サービス提供事業所の状況(平成29年9月1日現在)

(単位:箇所)

サービス名	亀岡市	南丹市	京丹波町
居宅介護	14	9	4
重度訪問介護	13	8	4
同行援護	7	5	0
行動援護	6	2	0
生活介護	8	13	5
自立訓練(生活訓練)	1	2	0
就労移行支援	1	1	0
就労継続支援(A型)	2	0	0
就労継続支援(B型)	7	12	3
療養介護	1	0	0
短期入所	5	7	1
共同生活援助	19	12	1
施設入所支援	2	5	1
児童発達支援	2	1	0
放課後等デイサービス	9	4	1
保育所等訪問支援	2	1	1
相談支援(計画相談含む)	5	7	1

■日常生活圏域ごとの各サービス提供事業所の状況(平成29年9月1日現在)

(単位:箇所)

サービス名	亀岡	川東	南部	中部	西部	篠	つつじヶ丘
居宅介護	6	1	1	2	0	3	1
重度訪問介護	5	1	1	2	0	3	1
同行援護	2	0	0	1	0	3	1
行動援護	2	0	0	2	0	1	1
生活介護	1	2	0	4	1	0	0
自立訓練(生活訓練)	0	0	0	0	1	0	0
就労移行支援	0	1	0	0	0	0	0
就労継続支援(A型)	0	0	0	1	1	0	0
就労継続支援(B型)	2	1	0	2	1	1	0
療養介護	0	0	0	1	0	0	0
短期入所	0	2	0	2	1	0	0
共同生活援助	3	1	0	8	1	4	2
施設入所支援	0	1	0	1	0	0	0
児童発達支援	1	0	0	1	0	0	0
放課後等デイサービス	4	0	0	2	0	2	1
保育所等訪問支援	1	0	0	1	0	0	0
相談支援(計画相談含む)	1	0	0	2	0	2	0

第3章 前期計画の目標と実績

(1) 第4期障害福祉計画の基本目標と実績

①施設入所者の地域生活への移行

項 目	数値	考 え 方
平成 25 年度末時点の施設入所者 (A)	72 人	
【目標】地域生活移行者数	15 人 21 %	(A) のうち、平成 29 年度末までに地域生活に移行する人の目標値
【実績】地域生活移行者数	0 人 0.0 %	平成 29 年度末までの結果 【未達成割合 100.0%】
【目標】平成 29 年度末時点の施設入所者数	3 人 4.0 %	(A) の時点から、平成 29 年度末時点における施設入所者の削減目標値
【実績】平成 29 年度末時点の施設入所者数	1 人 1.4 %	平成 29 年度末までの結果 【未達成割合 98.6%】

②地域生活支援拠点等の整備

項 目	数値	考 え 方
平成 26 年度末の地域生活支援拠点等の数	無	
【目標】地域生活支援拠点等の整備の推進	無	南丹圏域 2 市 1 町（亀岡市、南丹市、京丹波町）の状況を鑑みながら、整備を検討
【実績】地域生活支援拠点等の整備の推進	無	平成 29 年度末の結果

③福祉施設から一般就労への移行

項 目	数値	考 え 方
平成 24 年度の一般就労への移行者 (A)	9 人	
【目標】福祉施設から一般就労への移行者数 ・・・上段 (B)	13 人 1.5 倍	平成 29 年度中に一般就労への移行者数 (B) 上段 / (A)
【実績】福祉施設から一般就労への移行者数 ・・・上段 (B)	16 人 1.8 倍	平成 29 年度末までの結果 【目標達成】
平成 25 年度末時点の就労移行支援事業の利用者 (C)	16 人	

項 目	数値	考 え 方
【目標】就労移行支援事業の利用者の増加 ・・・上段(D)	24人	平成29年度末における就労移行支援事業利用者数
	5割	{(D) - (C)} / (C)
【実績】就労移行支援事業の利用者の増加 ・・・上段(D)	22人	平成29年度末までの結果
	4割	【未達成割合 1割】
就労移行支援事業所数	1箇所	
【目標】就労移行支援事業所の就労移行率の増加	1箇所	平成29年度の就労移行率が3割以上の事業所数
【実績】就労移行支援事業所の就労移行率の増加	0箇所	平成29年度末までの結果 【目標未達成】

(2) 各種サービスの状況

① 訪問系サービス

月平均利用量、実人数

サービス名		利 用 時 間			利 用 人 数		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居 宅 介 護 重 度 訪 問 介 護 同 行 援 護 行 動 援 護 重度障害者等包括支援	計画値	4,213	4,409	4,581	124	131	137
	実績値	4,201	4,223	4,265	129	131	132
	達成率	99.7%	95.8%	93.1%	96.1%	100.0%	96.4%



②日中活動系サービス

月平均利用量、実人数

サービス名		利用日数			利用人数		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
生活介護	計画値	4,880	5,040	5,200	244	252	260
	実績値	4,852	4,878	4,927	248	252	257
	達成率	99.4%	96.8%	94.8%	101.6%	100.0%	98.9%
自立訓練（機能訓練）	計画値	42	42	42	2	2	2
	実績値	52	5	5	3	1	1
	達成率	123.8%	11.9%	11.9%	150.0%	50.0%	50.0%
自立訓練（生活訓練）	計画値	80	80	80	4	4	4
	実績値	76	90	90	4	5	5
	達成率	95.0%	112.5%	112.5%	100.0%	125.0%	125.0%
就労移行支援	計画値	385	401	420	22	23	24
	実績値	416	436	458	24	25	26
	達成率	108.1%	108.5%	109.1%	109.1%	108.7%	108.3%
就労継続支援（A型）	計画値	475	494	532	25	26	28
	実績値	599	820	1,115	32	43	58
	達成率	126.1%	166.0%	209.6%	128.0%	165.4%	207.1%
就労継続支援（B型）	計画値	3,097	3,192	3,287	163	168	173
	実績値	2,815	2,869	2,926	154	156	158
	達成率	90.9%	89.9%	89.0%	94.5%	92.9%	88.8%
療養介護	計画値	-	-	-	21	21	21
	実績値	-	-	-	20	20	20
	達成率	-	-	-	95.2%	95.2%	95.2%
短期入所	計画値	366	391	416	59	63	67
	実績値	376	303	242	57	53	48
	達成率	102.7%	77.5%	58.2%	96.6%	84.1%	71.6%

③居住系サービス

月平均実人数

サービス名		利用人数		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助 共同生活介護	計画値	74	79	84
	実績値	73	77	81
	達成率	98.7%	97.5%	96.4%
施設入所支援	計画値	71	70	69
	実績値	70	78	78
	達成率	98.6%	111.4%	113.0%

④相談支援

月平均実人数

サービス名		利用人数		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	計画値	400	600	650
	実績値	428	468	515
	達成率	107.0%	78.0%	79.2%
地域移行支援	計画値	3	6	9
	実績値	0	0	0
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%
地域定着支援	計画値	1	2	3
	実績値	0	0	0
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%

⑤障害児への支援

月平均利用量、実人数

サービス名		利用日数			利用人数		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	計画値	263	280	315	75	80	90
	実績値	207	253	304	73	83	91
	達成率	78.7%	90.4%	96.5%	97.3%	103.8%	101.1%
放課後等デイサービス	計画値	1,185	1,210	1,235	94	96	98
	実績値	1,696	1,920	2,112	123	151	181
	達成率	143.1%	158.7%	171.0%	130.9%	157.3%	184.7%
保育所等訪問支援	計画値	10	30	50	1	3	5
	実績値	0	0	10	0	0	1
	達成率	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	20.0%
サービス名		利用人数					
		平成27年度	平成28年度	平成29年度			
障害児相談支援	計画値	120	150	188			
	実績値	126	245	272			
	達成率	105.0%	163.3%	144.7%			



⑥地域生活支援事業

【必須事業】

■理解促進研修・啓発事業

事業実施の有無

サービス名		実施の有無		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
理解促進研修・啓発事業	計画値	有	有	有
	実績値	有	有	有
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%

■自発的活動支援事業

事業実施の有無

サービス名		実施の有無		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
自発的活動支援事業	計画値	有	有	有
	実績値	無	無	無
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%

■相談支援事業

事業実施の箇所数(数字)・有無(その他)

サービス名		箇所数		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
指定相談支援事業	計画値	5	6	7
	実績値	5	5	5
	達成率	100.0%	83.3%	71.4%
指定特定相談支援事業	計画値	12	13	14
	実績値	4	4	4
	達成率	33.3%	30.8%	28.6%
サービス名		実施の有無		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
基幹相談支援センター	計画値	有	有	有
	実績値	無	無	無
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%
基幹相談支援センター等機能強化事業	計画値	有	有	有
	実績値	有	有	有
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%
住宅入居等支援事業	計画値	有	有	有
	実績値	無	無	無
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%

■成年後見制度利用支援事業

年間あたり利用件数

サービス名		箇所数		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度利用支援事業	計画値	3	4	5
	実績値	3	4	4
	達成率	100.0%	100.0%	80.0%

■成年後見制度法人後見支援事業

事業実施の有無

サービス名		実施の有無		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度法人後見支援事業	計画値	有	有	有
	実績値	無	無	無
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%

■意思疎通支援事業

年間あたり利用人数

サービス名		利用人数		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者・要約筆記 者派遣事業	計画値	644	727	837
	実績値	497	567	580
	達成率	76.9%	78.0%	69.3%
手話通訳者設置事業	計画値	4	4	4
	実績値	4	3	4
	達成率	100.0%	75.0%	100.0%

■日常生活用具給付等事業

年間あたり利用件数

サービス名		利用件数		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護・訓練支援用具	計画値	36	54	81
	実績値	10	11	10
	達成率	27.8%	20.4%	12.4%
自立生活支援用具	計画値	65	84	109
	実績値	38	32	40
	達成率	58.5%	38.1%	36.7%
在宅療養等支援用具	計画値	14	14	14
	実績値	14	8	15
	達成率	100.0%	57.1%	107.1%
情報・意思疎通支援用具	計画値	32	32	32
	実績値	17	24	20
	達成率	53.1%	75.0%	62.5%
排泄管理支援用具	計画値	1,658	1,658	1,658
	実績値	1,966	2,085	2,300
	達成率	118.6%	125.8%	138.7%
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	計画値	3	3	3
	実績値	2	1	3
	達成率	66.7%	33.3%	100.0%

■手話奉仕員養成研修事業

年間あたり実人数

サービス名		実人数		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話奉仕員養成研修事業	計画値	10	10	10
	実績値	20	27	30
	達成率	200.0%	270.0%	300.0%

■移動支援事業

年間あたり実人数・利用量

サービス名		利用人数			実利用量		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
移動支援事業	計画値	137	137	137	9,048	9,048	9,048
	実績値	118	127	137	7,986	8,668	9,048
	達成率	86.1%	92.7%	100.0%	88.3%	95.8%	100.0%

■地域活動支援センター

年間あたり実施箇所数・利用実人数

サービス名		箇所数			実利人数		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域活動支援センター	計画値	2	2	2	54	54	54
	実績値	2	2	2	43	51	51
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%	79.6%	94.4%	94.4%

【任意事業】

■訪問入浴サービス事業

年間あたり利用回数

サービス名		利用回数		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問入浴サービス事業	計画値	171	171	171
	実績値	56	106	97
	達成率	32.8%	62.0%	56.7%

■日中一時支援事業

年間あたり利用人数

サービス名		利用人数		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
日中一時支援事業	計画値	97	117	142
	実績値	81	85	90
	達成率	83.5%	72.7%	63.4%

■更生訓練費給付事業

年間あたり利用人数

サービス名		利用人数		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
更生訓練費給付事業	計画値	2	2	2
	実績値	2	2	1
	達成率	100.0%	100.0%	50.0%

第4章 第5期障害福祉計画

1. 成果目標

○本計画では、障害のある人の地域生活移行や就労支援に関する目標について、平成32年度を最終目標年度として設定しています。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行(継続)

国の指針	○平成28年度末時点の施設入所者の9%以上を地域生活へ移行。 ○平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減。
亀岡市の指針	○地域生活移行について、第4期障害福祉計画の数値目標の達成が困難なため、引き続きグループホームの整備目標とあわせた数値目標とします。 ○施設入所者についても、第4期障害福祉計画の目標達成に向け、引き続き支援に努めます。

■成果目標

項目	数値	考え方
平成28年度末時点の施設入所者(A)	77人	
【目標】地域生活移行者の増加	7人 9.0%	(A)のうち、平成32年度末までに地域生活に移行する人の目標値
【目標】施設入所者の削減	2人 2.0%	(A)の時点から、平成32年度末時点における施設入所者の削減目標値
平成32年度末時点の施設入所者	77人	平成32年度末の利用者数見込み



(2) 地域生活支援拠点等の整備(継続)

国の指針	○障害のある人の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つを整備する。
亀岡市の指針	○南丹圏域 2 市 1 町（亀岡市、南丹市、京丹波町）の状況を鑑みながら、地域生活支援拠点等の整備の推進を図ります。

(3) 福祉施設から一般就労への移行(継続・拡充)

国の指針	○福祉施設から一般就労への移行者数を、平成 28 年度実績の 1.5 倍以上とする。 ○就労移行支援事業の利用者数を、平成 28 年度末の利用者数から 2 割以上増加する。 ○就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とする。 ○就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とする。
亀岡市の指針	○市内に就労移行支援事業所が少ないことから、国が示す目標数値の設定は困難ですが、就労については重要な課題として位置づけ、目標達成に向け、引き続き支援に努めます。

■成果目標

項目	数値	考え方
平成 28 年度の一般就労への移行者 (A)	11 人	
【目標】福祉施設から一般就労への移行者数 (B)	17 人 1.5 倍	平成 32 年度中に一般就労への移行者数 (B) / (A)
平成 28 年度末時点の就労移行支援事業の利用者 (C)	38 人	
【目標】就労移行支援事業の利用者 (D) の増加	8 人 2 割	平成 32 年度末における就労移行支援事業利用者数 (C) / (D)
就労移行支援事業所数	1 箇所	平成 29 年度の就労移行支援事業所数
【目標】就労移行支援事業所の就労移行率の増加	1 箇所	平成 32 年度の就労移行率が 3 割以上の事業所数
【目標】就労定着支援事業開始から 1 年後の職場定着率	8 割	平成 32 年度の職場定着率

(4) 障害児支援の提供体制の整備等(新規)

<p>国の指針</p>	<p>○児童発達支援センターを、平成32年度末までに1ヶ所以上設置するとともに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。</p> <p>○重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、平成32年度末までに1ヶ所以上設置する。</p> <p>○医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置する。</p>
<p>亀岡市の指針</p>	<p>○障害児支援については、重要な課題として位置づけ、目標達成に向け、引き続き支援に努めます。</p> <p>○医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、圏域で検討する。</p>

■成果目標

項 目	数値	考 え 方
児童発達支援センター数	1 箇所	平成 32 年度末
保育所等訪問支援の提供ができる事業所	1 箇所	平成 32 年度末
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	1 箇所	平成 32 年度末

2. 活動指標

(1) 訪問系サービス

■内容

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる支援
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害・精神障害により行動上著しい困難を有する人に対する居宅での入浴、排せつ、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護など総合的な介護
同行援護	重度の視覚障害により移動が困難な人の外出時における移動支援
行動援護	行動上著しい困難がある人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動支援
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方に対する居宅介護その他の包括的な介護

■見込量と確保策

居宅介護をはじめとする各訪問系サービスは、在宅生活を支援する重要なサービスです。

亀岡市においては、利用者が年々増加していますが、事業所ヒアリングの中で、利用時間帯が朝夕に集中するなど、ヘルパー不足が生じており、ニーズがあってもサービス供給量に限界があるとの指摘があります。

アンケート調査結果から、家族以外にヘルパーとなれば外出できる方の割合が高いことがうかがえるため、外出時の支援の充実を行います。また、ヘルパー不足を解消するため、労働条件の充実によるヘルパーの増加や事業所の積極的な参入を促す情報提供を引き続き行い、必要なサービス量の確保をめざします。

月平均利用量(時間)、月平均実利用人数

サービス名		平成29年度見込	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護	時間	4,265	4,256	4,288	4,320
重度訪問介護					
同行援護	人	132	133	134	135
行動援護					
重度障害者等包括支援					

(2) 日中活動系サービス

■内容

サービス名	内容
生活介護	障害者支援施設などの施設で日中行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生活活動の機会の提供
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活や社会生活を営むため、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練の提供
就労移行支援	就労を希望する人に対して、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練の提供
就労継続支援 (A型=雇用型・B型=非雇用型)	通常の事業所で雇用されることが困難な人に対して、就労機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上を図るための訓練の提供
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人のうち、就労に伴う環境変化により生活面に課題が生じている人に対して、企業や関係機関との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けた支援の提供
療養介護	医療が必要な人に対して、病院などで日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助
短期入所（ショートステイ）	介護者の病気などによって短期間の入所が必要な方に対して、施設で行う入浴、排せつ、食事の介護

■見込量と確保策

生活介護などの日中活動の場は、障害のある人の生活の場として、重要な場所となっています。

しかしながら、市内のいずれの事業所も定員以上の利用登録者を受入れている状況となっており、今後も必要量を確保するため事業所との連携を強めていきます。

あわせて、市役所内や市関連事業における作業所製品の販売や啓発、慢性的な資源不足に対する就労の場の確保などの就労支援事業にも引き続き取り組みます。

①生活介護

支援学校卒業生の受入れ先として、利用者の増加が年々見込まれるため、必要量を見込んでいます。

月平均利用量、月平均実利用人数

サービス名		平成 29 年度見込	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活介護	人日	4,927	4,883	4,921	5,187
	人	257	257	259	273

②自立訓練

自立訓練については、機能訓練、生活訓練とも制度上、利用期間が限定されていることから、必要最小限の見込量としています。

月平均利用量、月平均実利用人数

サービス名		平成 29 年度見込	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立訓練（機能訓練）	人日	5	5	5	5
	人	1	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	人日	90	90	90	90
	人	5	5	5	5

③就労移行支援

平成 32 年度末における成果目標を踏まえての見込量としています。今後も雇用後の職場定着の支援に力を入れていきます。

月平均利用量、月平均実利用人数

サービス名		平成 29 年度見込	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就 労 移 行 支 援	人日	458	544	646	782
	人	26	32	38	46

④就労継続支援

A型事業については、実施している事業所が少なく、今後も大きな伸びは見込めないところです。

B型事業については、支援学校卒業生の受入れ先として、また市内在住者の利用の増加が年々見込まれることから、必要量を計画しています。

月平均利用量、月平均実利用人数

サービス名		平成 29 年度見込	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労継続支援（A型）	人日	1,115	1,197	1,273	1,349
	人	58	63	67	71
就労継続支援（B型）	人日	2,926	2,952	3,078	3,168
	人	158	164	171	176

⑤就労定着支援

障害者の一般就労については、企業等において様々な努力が行われているところですが、今後も、就労後の定着を一層図る必要があります。

しかし、一般就労への移行人数については、就労のニーズが就労継続支援を希望する割合と比較して多いといえない状況ですので、動向を注視しつつ継続的に、必要量をモニタリングします。

年間の一般就労移行件数、定着人数

サービス名		平成 29 年度見込	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就 労 定 着 支 援	件	0	22	24	26
	人	0	11	12	13

⑥療養介護

医療が必要な重度心身障害児者が対象となり、必要量を見込んでいます。

月平均実利用人数

サービス名		平成 29 年度見込	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
療 養 介 護	人	20	20	20	20

⑦短期入所

団体ヒアリング調査結果より、緊急時や介護者のレスパイトケアで利用者のニーズが高く、利用増が見込まれます。今後も受入れ先の確保に努めます。

月平均利用量、月平均実利用人数

サービス名		平成 29 年度見込	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
短 期 入 所	人日	242	303	303	303
	人	48	53	53	53

(3)居住系サービス

■内容

サービス名	内 容
自 立 生 活 援 助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた人で一人暮らしをした人に対して、定期的に訪問、電話、メール等により必要な助言や医療機関等との連絡調整
共 同 生 活 援 助 (グループホーム)	グループホームで夜間に行われる相談や入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の援助
施 設 入 所 支 援	施設に入所している人に対して、夜間に行われる入浴、排せつ、食事の介護

■見込量と確保策

グループホームは、地域生活への移行をめざす中において重要な居住拠点であるため、利用者のニーズが高く、今後も一定の伸びがあると考えられます。潜在的なものも含め利用者のニーズに対応するため、今後、3 ヶ年で2箇所の増加をめざし、場所の確保に努めます。

また、施設入所も利用者からは今後の生活拠点として残してほしいとの要望も強く、多様な生活を選択することができるように、施設入所者数の確保に努めます。平成 32 年度末における成果目標を踏まえての見込みとしています。

月平均実利用人数

サービス名		平成 29 年度見込	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立生活援助	人	0	1	1	1
共同生活援助	人	81	86	86	91
施設入所支援	人	78	73	73	68

(4) 相談支援

■内容

サービス名	内 容
計画相談支援	障害のある人の課題の解決や適切なサービス利用のための、サービス等利用計画を作成します。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障害のある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	地域生活へ移行した後の地域への定着、現に地域で生活している障害のある人がそのまま住み慣れた地域で生活できるように、連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

■見込量と確保策

平成 27 年度からは、障害福祉サービスを利用するすべての人に計画相談支援を導入する必要があり計画的な導入に努めているところです。

また、施設入所及び精神科病院に入院している人を地域移行するための相談支援や一人暮らしに移行した人への相談支援について、必要量を見込んでいます。

サービス名	平成 29 年度見込	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援 人	515	515	567	624
地域移行支援 人	1	1	1	1
地域定着支援 人	1	1	1	1

(5) 障害児への支援

■内容

サービス名	内 容
児童発達支援	未就学の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害児に、授業終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害のある児童（今後利用予定も含む）が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難な重症心身障害児等に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	上記のサービスを利用する児童に、支給決定又は支給決定の変更前に障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	要医療的ケアの障害児が適切な支援を受けられるように、保健、医療及び福祉等の連携を促進する。

■見込量と確保策

療育の必要な子どもが増えてきていますが、団体ヒアリング調査結果からもうかがえるように支援を実施している事業所が少なく、不足しています。また、子どもの発達に不安を抱える保護者のニーズが高いため、今後も利用増が見込まれることから通所支援や相談支援体制の充実により必要量を計画しています。あわせてサービスの質の充実にも努めます。

月平均利用量、月平均実利用人数

サービス名		平成29年度見込	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	人日	304	273	300	330
	人	91	91	100	110
放課後等デイサービス	人日	2,112	2,353	2,821	3,380
	人	181	181	217	260
保育所等訪問支援	人日	10	5	10	15
	人	1	1	2	3
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	5	10	15
	人	0	1	2	3

年間実利用人数

サービス名		平成29年度見込	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害児相談支援	人	272	272	317	370
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター	人	0	3	3	3

(6) 地域生活支援事業

【必須事業】

① 理解促進研修・啓発事業

■ 内容

サービス名	内 容
理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

■ 見込量と確保策

すでに実施済みであるため、障害のある人への理解を促進し、地域における各種交流活動につなげるため、引き続き事業を実施していきます。

サービス名		平成29年度見込	平成30年度	平成31年度	平成32年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有

②自発的活動支援事業

■内容

サービス名	内 容
自発的活動支援事業	障害のある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

■見込量と確保策

NPO など地域の資源と連携し、個別給付の利用につながらないケースや利用と組み合わせても対応ができないなどのケースに対し、身近な地域で社会参加できる居場所等を確保できるよう働きかけます。

サービス名	実施の有無	平成29年度見込	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自発的活動支援事業		無	有	有	有

③相談支援事業

■内容

サービス名	内 容
基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施します。
住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障害のある人などに、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。

■見込量と確保策

基幹相談支援センターについても、引き続き立ち上げに向けて取り組みます。

住宅入居等支援事業についても、地域生活への移行・定着のため、環境整備も含め取り組みます。

サービス名		平成29年度見込	平成30年度	平成31年度	平成32年度
基幹相談支援センター	実施の有無	無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	有	有	有

④成年後見制度利用支援事業

■内容

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用しようとする障害のある人に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて又は一部について補助を行います。

■見込量と確保策

成年後見制度の利用が必要な障害のある人に対し、引き続き必要な支援を行います。

年間あたり利用件数

サービス名		平成29年度見込	平成30年度	平成31年度	平成31年度
成年後見制度利用支援事業	件	4	5	6	7

⑤成年後見制度法人後見支援事業

■内容

サービス名	内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

■見込量と確保策

京都府下の動向、社会福祉協議会等の動向も鑑みながら、法人後見支援に対する理解と周知を勧め、組織体制の構築等の推進に努めます

サービス名	平成29年度見込	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度法人後見支援事業	有	有	有	有

⑥意思疎通支援事業

■内容

サービス名	内 容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障害のある人、又は聴覚や音声・言語機能に障害のある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障害のある人とのコミュニケーションを支援するため、手話通訳技能を有する者を市役所等に設置します。

■見込量と確保策

「差別解消法」や「障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」の運用等により合理的な配慮がなされる取組に対応できる体制づくりは、社会全体の大きな課題です。「手話は言語である」ことの啓発も含め、今後も必要量の確保に努めます。

年間あたり利用件数、実人数

サービス名		平成29年度見込み	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	580	626	676	730
手話通訳者設置事業	人	4	4	4	4

⑦日常生活用具給付等事業

■内容

サービス名	内 容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等
排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等、収尿器
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障害のある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

■見込量と確保策

障害のある人が自力で在宅生活が営めるよう、それぞれにとって必要な日常生活用具の給付を引き続き行います。

年間あたり利用件数

サービス名		平成 29 年度見込	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護・訓練支援用具	件	10	15	15	15
自立生活支援用具	件	40	40	40	40
在宅療養等支援用具	件	15	15	15	15
情報・意思疎通支援用具	件	20	25	25	25
排泄管理支援用具	件	2,300	2,460	2,630	2,800
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	3	3	3	3

⑧手話奉仕員養成研修事業

■内容

サービス名	内 容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障害のある人との交流活動の促進のため、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

■見込量と確保策

高齢のろうあ者には読み書きが苦手な方が少なくないにもかかわらず、手話ができる人は少ない状況です。手話奉仕員養成研修の開催については今後も引き続き実施するとともに、受講者については本受講のみならず、手話通訳者養成研修の受講へと積極的につなげ、手話通訳者の人材確保に努めます。

年間あたり実人数

サービス名		平成 29 年度年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話奉仕員養成研修事業	人	30	37	46	57

⑨移動支援事業

■内容

サービス名	内 容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に、外出のための支援を行います。

■見込量と確保策

障害のある人の社会参加の促進に加え、障害児者の自立に向けて、潜在能力の向上につながる支援の充実に努めます。

年間あたり利用量、実人数

サービス名		平成 29 年度年度	平成 30 年度	平 31 年度	平成 32 年度
移動支援事業	人	137	145	145	145
	時間	9,048	9,591	9,591	9,591

⑩地域活動支援センター

■内容

サービス名	内 容
地域活動支援センター	障害のある人に、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

■見込量と確保策

平成 26 年度途中から 1 箇所から 2 箇所に増設しました。これで、亀岡市障害者福祉センター事業で身体障害の活動機能を確認している以外にも、精神障害に加え知的障害の人の活動機能も充足させることができました。今後は、徐々に利用者の拡大と利用者の次のステップにつながる事業の充実に努めます。

年間あたり実人数

サービス名		平成 29 年度見込	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域活動支援センター	箇所	2	2	2	2
	人	51	60	60	60

【任意事業】

⑪訪問入浴サービス事業

■内容

サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供することにより、身体障害のある人の身体の清潔の保持や心身機能の維持を図ります。

■見込量と確保策

自宅浴槽での入浴が困難な障害のある人を対象に、引き続き事業を実施します。

年間あたり利用回数

サービス名	単位	平成 29 年度見込	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問入浴サービス事業	回	97	97	97	97

⑫日中一時支援事業

■内容

サービス名	内容
日中一時支援事業	障害のある人の日中における活動の場を一時的に確保することにより日常生活を支援します。

■見込量と確保策

日中における活動の場を確保する中で、障害のある人の自立に向けて、潜在能力の向上につながる支援の充実に努めます。

年間あたり利用者数

サービス名	単位	平成 29 年度見込	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日中一時支援事業	人	90	96	103	110



亀岡市